

第2号議案

平成19年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

平成19年度 事業計画 (案)

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

平成19年度も(社)酒田法人会およびその会員を取り巻く環境は依然厳しいものがありますが、法人会の基本方針である健全な納税者の団体にして、良き経営者を目指すとともに、会員相互の理解と信頼の下、社会的責任を果たせるよう諸活動に取り組むものである。(資料参照：平成19年度事業計画一覧)

I. 組織の強化・拡大

- ①会員の増強は組織として重要課題であり、組織委員会を中心に広く会員の協力を得て、本年度も加入率75%超を目指して取り組むものとする。
- ②「公益認定」準備へ向けた対応と来年度に予定されている商工会の合併構想の動向に合わせ、「会計の一元化」を含めた支部のあり方が求められており、見直し検討に入る。

II. 税制改正に向けた提言・要望

- ①税制委員会を中心に税制に関する調査研究と会員の要望を集約し提言に繋げる。
- ②全法連を通じて政府・国会・政党および関係当局に対し、税制改正を要望し、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言に努める。

III. 税務行政の円滑化と納税意識の高揚

- ①引続き「国税関係手続きのオンライン利用促進のための行動計画」を周知するとともに、金融機関等の環境整備を促しながら、税務当局と連携し利用促進に協力する。そのために必要があれば一層の組織的取り組みを検討していくこととする。
- ②「税を考える週間」には、総務・広報合同委員会を中心に、三部会との連携を十分に図り、納税意識の高揚に寄与する取り組みを企画・実行する。前年度に継続して広く一般の参加も募り、社会貢献にも繋げるものとする。

IV. 税知識・実務の修得と自己啓発

- ①定例の決算説明会・年末調整説明会・新設法人説明会を開催する。
- ②税制改正やテーマに応じた実務研修・セミナーを随時開催する。
- ③三水会の活動を支援し、定例会の充実を促す。

V. 社会への貢献

- ①本部・青年部会・女性部会が一体となって講演会・セミナーを開催し、多くの一般参加者も募り、社会的責任に応える努力を行う。
- ②全法連の「公益法人制度改革」に対応した基本方針に沿って、当会としても公益認定に向けて準備に入るものとする。
- ③「租税教育」の有効性が広く認識されつつあり、税務当局との連携でその実施に向けて検討し、実現に努力する。

VI. 青年部会・女性部会との連携

部会活動は、独自の活発な活動を通じて、当会の認知度を高めつつ、その組織強化に寄与している。本年度も青年部会・女性部会活動を支援・連携し、部会会員の拡大と年間計画に沿って活動の充実を期す。

VII. 広報・会員サービス関係

- ①会報「ほうじんさかた」を年2回発行する。
- ②全法連発行の「ほうじん」(季刊)の配布と「全法連情報」(Web閲覧)のPRを行う。県連会報の配布は年2回予定されている。
- ③各種税務資料の印刷配布や実務資料の配布を行うとともに、参考図書 of 斡旋を行う。
- ④講習会受講証明書および会員シールの交付を行う。

VIII. 会員福利厚生関係

会員向けの福利厚生制度としての経営者大型保障制度、年金制度、終身がん保険制度、医療保険制度、痴呆・介護保険制度について、その有用性の周知に努め、斡旋・普及に努める。

IX. その他の事業

- ①外部会議(全法連・東北六県連・県連等)への参加を通して法人会の役割・位置づけを確認しつつ、当会活動の充実に資する。
- ②会員の親睦に関する行事の開催に努める。
- ③その他会員に必要な事項につき、積極的に取り組むものとする。

Ⅱ－１）平成19年度年間事業計画一覧

月	会議関係	講演会・セミナー関係	広報関係	その他
4	会計監査 正・副会長会議 三水会総会	改正税法・決算説明会	CD・VIDEO貸出(通年) 全法連「ほうじん」配布(季刊) 「全法連情報」(Web) 県連会報配布(年2回)	全国女性フォーラム
5	第1回理事会 総務・広報合同委員会 第26回通常総会 第2回理事会 税制委員会	総会記念講演会 新設法人説明会 (セミナー開催)		全法連評議委員会 山形県連各委員会
6	各支部総会 青年・女性部会総会	決算説明会 (セミナー開催)		山形県連各委員会 山形県連通常総会 県連青年部会合同研修会
7		(セミナー開催)	ほうじん・さかた発行 全法連「ほうじん」配布	県内女性部会研修会
8				税団協定例会
9	総務・広報合同委員会 組織委員会 組織委・地区・支部長 合同会議	決算説明会 (セミナー開催)		東北6県事務職員研修会 税団協・税理士会懇談会 全法連全国大会
10	正・副会長会議 第3回理事会 役員合同会議 組織委員会 各地区委員会	新設法人説明会 (セミナー開催)	全法連「ほうじん」配布	
11	総務・広報合同委員会	年末調整説明会 「税を考える週間」記念講演会 (予定)	「税を考える週間」	東北6県運営協議会 県内事務局長会議 全国青年の集い
12	組織委・地区・支部長 合同会議	年末調整説明会 決算説明会		
1	組織委・地区・支部長 合同会議		ほうじん・さかた発行 全法連「ほうじん」配布	県内事務局長会議
2	第4回理事会 役員合同会議 本部・支部事務局会議	決算説明会 (セミナー開催) 青年部会・新春講演会		税団協会議
3		(セミナー開催)		全法連事務局セミナー 県連理事会

(参考資料)

平成19年度

全法連・税制改正への対応

基本テーマは引き続き

「今後の望ましい税制のあり方」

全法連の平成19年度活動方針として、「税制改正への対応」は次の通りであり、とりわけ「公益法人制度改革」を踏まえ、わが国の将来を展望した建設的な提言活動等に引き続き努めていくこととした。

1) 税制改正への対応

平成19年度改正においては、わが国経済の成長基盤を整備するため、減価償却制度の抜本的な見直しが行われるとともに、法人会の長年の懸案であった中小企業に対する同族会社留保金課税制度が撤廃されるなど、中小企業関係税制について所要の措置が講じられた。

しかしながら、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しく、また、国・地方の財政も悪化する中で、歳入・歳出の改革が避けられない重要課題となっている。さらに少子・高齢化および国際化・情報化など、経済社会の構造変化に対応した税制の構築が急務となっている。

このために今年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、法人会の「公益性」をより一層高めることを意識して、国税・地方税について踏み込んだ検討を行い、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして、わが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

2) 税制改正に向けた取り組みの流れ

6月下旬 税制改正要望事項調査・アンケートの取り纏め

7月20日(金) 第1回税制委員会開催(全法連会館)

税制小委員会の設置

8月上旬 起草小委員会を開催(要望事項原案の作成)

8月23日(木) 第2回税制委員会開催(全法連会館)

要望事項・決議文・スローガン(最終案決定)

9月上旬 常任委員会・理事会にて決定

9月27日(木) 全法連全国大会(要望大会)開催→提言活動

以 上

(参考資料) 「公益法人制度改革法案の骨子」

今年4月2日に内閣府に設置された「公益認定等委員会」(委員長・池田守男氏)が始動し、今夏までに公益性判断基準等の政省令やガイドラインが出来上がる見通しであるが、先に政府が発表した法案の骨子は以下の通り。

1) 現行の状況と問題点

①現行民法上の「公益法人制度」は、一部収益事業を除いて原則「非課税」扱いになっている半面、主務官庁の許可が必要

②設立後の監視体制が不十分

従って、官僚の天下り先確保のためだけであったり、税金逃れのための実態のない法人が散見される

(参考) 社団・財団法人 約25、500法人
中間法人(同窓会・マンション管理組合等) 約2、000法人

2) 制度改革骨子 「非営利法人」をH20年度に導入

①「非営利法人」は法務局への登記だけで設立可能で、原則一般企業並みに課税する。

a. 主務官庁の影響を排除し、天下り防止につなげる

b. 設立後のチェック体制を厳しくし、休眠法人や問題法人の整理、または裁判所による解散命令を規定する。

②「非営利法人」が「税の減免」を受ける条件

a. 内閣府におかれる民間有識者委員会から「公益非営利法人」の認定を受けることが必要。

b. 認定の条件

イ. 同一親族で役員を構成しないこと

ロ. 他の営利法人と同様の業務を行わないこと

ハ. 公益事業にかかる事業費が全事業費と管理費の合計額の半分以上

ニ. 株式や必要以上の内部留保を保有しない

ホ. 暴力団員や処罰歴のある役員を置かない

c. 認定後の義務 (経営の透明性の確保)

イ. 「公益性」の定義厳しく、認定後も営利目的事業には課税する

ロ. 毎年一回財務状況の公表・役員報酬の公表を義務づける

3) 新制度への移行

平成20年度中に施行。試行から5年間を移行期間として、以降中間法人制度を廃止する。

以 上